

成長と賃金上昇の好循環に向けた 年収の壁、突破策

現在、扶養に入っているパート・アルバイトの方などが「年収の壁」を超えて希望通り働けるようになります。

「年収の壁・支援強化パッケージ」が2023年10月から始まりました！

106万円の壁

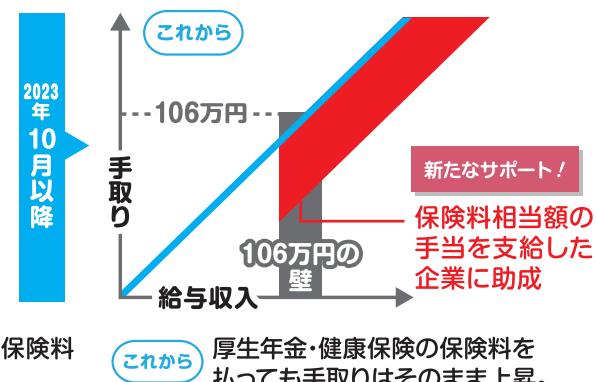
従業員101人以上の企業で働く
パート・アルバイトの方

106万円を超えると…
厚生年金・健康保険への加入が必要
収入減
年収の壁で手取りが下がっちゃう

新たなサポート！

手取りを減らさない企業に1人あたり最大50万円を支援。

収入減を防ぎ、手取りが増やせます。



130万円の壁

従業員100人以下の企業で働く
パート・アルバイトの方

130万円を超えると…
国民年金・国民健康保険への加入が必要
収入減
年収の壁がなかつたらもっと働いてもらえるのに…

新たなサポート！

一時的に130万円を超えるも 被扶養者認定が可能。

収入減を防ぎ、手取りが増やせます。

※パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となります。

年収の壁とは…

会社員の配偶者などで、パートやアルバイトをされている方は、年収106万円や130万円など一定以上の収入になると、社会保険料を支払う必要が発生します。そのため、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える、それが「年収の壁」と言われるものです。

ご不明な点があるときは

「年収の壁突破・総合相談窓口」にご相談ください。

コールセンター

0120-030-045

受付時間：平日8:30～18:15
(土・日・祝日と年末年始を除く)



首相官邸HP
「年収の壁、突破へ」